

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年12月17日
照会部署名 宮崎年金事務所厚年適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 適用調査課長 永吉 孝二
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 田中

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-142	本部受付番号 No. 2010-1256
-------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

月額変更届にかかる固定的賃金の変動について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

厚生年金保険健康保険 適用 業務処理マニュアル IV-1-4

(内容)

警備保障会社に勤務する被保険者に支払われる報酬（日額）について、その単価が勤務する現場によって異なる場合において、固定的賃金の変動として取り扱えるかどうかの質問が社会保険労務士からあり判断に苦慮しています。

具体的な報酬日額は次のとおりで、同一月内に現場1～4に不規則に勤務する。

被保険者A 被保険者B

現場1	5, 950円	6, 300円
現場2	5, 600円	5, 460円
現場3	5, 250円	5, 250円
現場4	5, 300円	5, 300円

単価の高い現場に多く勤務した月とその逆に単価の低い現場に多く勤務した月では、一月の報酬合計の差が大きくなり、3ヶ月平均で2等級以上の差が生じることがある。

このようなときに、固定的な賃金の変動があったとして、月額変更届を提出することとなるのでしょうか、ご教授ください。

また、この事例のように現場ごとに単価がことなるときに、固定的賃金の変動として考えられるのはどのようなときでしょうか、併せてご教授ください。

＜対応案＞

この事例のように複数の現場に勤務することが通常の勤務形態となっているような場合、現場ごとに単価が異なることは想定されることである。

このことをもって、固定的賃金の変動とは考えにくく、2等級以上の差が生じたとしても随時改定は行わないと思料します。

なお、この事例のような勤務形態において、固定的賃金の変動と考えられるのは、①現場1～4のいずれかの単価に変動があったとき、②単独の現場だけに勤務するようになった（勤務形態の変更）ときが考えられる。

（ブロック本部回答）

【疑義照会No.2010-642】において、「報酬を決定する際の根拠となる単価が変動しているのであれば、固定的賃金の変動として取扱う」とありますので、この事例のように、個々人の勤務状況により1月の報酬月額が変動しても固定的賃金の変動にあたらず、随時改定には該当しないものと考えます。

また、事務所見解のとおり、各現場の報酬日額単価が変動した場合や、就業規則等で定められた勤務形態が変更した場合（複数の現場→単独の現場に固定等）には固定的賃金の変動として、要件を満たせば随時該当を行うこととなると思料されますが、この解釈でよろしいか、諸規定等で明確にされておりませんので本部に照会します。

回答日（又は本部への照会日） 平成22年12月22日

回答部署名 九州ブロック本部 適用・徴収支援部 厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長） 山口 茂

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

椿

(本部回答)

ご照会の件については、ブロック本部回答のとおり、現場ごとの単価に変動がなく、勤務を命じられた各現場での勤務回数によって起きた金額の変動であるので「固定的賃金の変動」にはあたらず、隨時改定には該当しない。

また、ブロック本部回答で示されたような場合であれば「固定的賃金の変動」に該当する。

回答日 平成23年1月14日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 柿崎 光政
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上